

その他の福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり実施する。  
地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努める。  
関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

その他の福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努めることが適当である。

独自制度による事業は、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた調整が必要である。

3 協定（協議）先進事例

<p><b>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）</b> その他の福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市全域へサービスの拡大を図るよう調整する。</p>
<p><b>東京都西東京市(平成13年1月21日 新設合併)</b> その他の福祉事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展などに伴い、量から質への転換になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。</p>
<p><b>岩手県北上市（平成3年4月1日 新設合併）</b> 3市町村のうち2以上の市町村で行っている事業については、原則として最も水準の高い制度に統一する。 独自に行っている事業については、これまでの実績を尊重しつつ、新市全域の均衡に配慮して調整する。</p>

4 参考法令

民生委員法（昭和23年法律198号）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）の意見をきいて、これを定める。

災害救助法（昭和22年法律118号）

第1条 この法律、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員・児童委員協議会事務局</p>	<p>(概要) 川内市内の単位民生委員児童委員協議会11団体から組織されている連合会事務局である。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事2名・事務局職員</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 川内市民生委員児童委員協議会連合会大会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 樋脇町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 入来町民生委員児童委員協議会の開催 校区民児協協議の会場確保・資料作成 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 協議会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 東郷町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 祁答院町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 里村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 上甑村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 下甑村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 鹿島村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
日本赤十字社関係		樋脇町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。		東郷町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。			<p>(目的) 人々の苦痛の軽減、疾病の予防、健康の増進及び社会福祉の増進のため、赤十字奉仕団をはじめボランティアの支援を得ながら、支部及び施設、地区・分区が一体となって、積極的に事業の推進を図り、赤十字の使命達成に努める。</p> <p>(事業内容) 国際活動 災害救助 救急法・家庭看護 法等の講習 赤十字奉仕団 赤十字防災ボランティア 青少年赤十字 福祉事業 援護事業 赤十字大会と思想普及事業 社員増強運動 医療事業 血液事業 社会福祉事業</p> <p>(奉仕団構成) 上甕村地域婦人連絡協議会の組織の中で構成されている。 委員長・副委員長・書記・会計</p>		<p>(目的) 赤十字の理想とする人道的責務を達成する。</p> <p>(事務内容) 災害義援金の受けつけ 赤十字の救援物資の配分 共同募金</p>	社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
社会福祉協議会委託	<p>(目的) 市で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より市民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) ○障害福祉関係 川内勤労身体障害者教養文化施設管理運営業務委託 川内市アーチェリー場管理運営委託 川内市身体障害者リフト付福祉バス運行業務委託 川内市身体障害者スポーツ教室開催事業委託 川内市身体障害者機能回復訓練指導事業委託 川内市中心身障害児通園事業委託(つくし園) ○児童福祉関係 川内市児童クラブ館管理運営業務委託 川内市児童館管理運営業務委託 ○高齢者福祉関係 川内市老人バス管理運行業務委託 川内市屋内ゲートボール場施設管理運営業務委託</p> <p>(委託先) 川内市社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 生活支援型、身体障害者のホームヘルプサービス等の事業を行う。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援型ホームヘルプサービス業務 身体障害者ホームヘルプサービス業務 在宅福祉アドバイザー業務</p> <p>(委託先) 樋脇町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より町民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 在宅福祉アドバイザー事業委託 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業委託 福祉給食サービス事業委託 LSA(生活援助員)派遣事業委託 ホームヘルプ派遣事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 入来町高齢者福祉センター管理運営委託 ミニデイサービス事業委託</p> <p>(委託先) 入来町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援ホームヘルプサービス事業 給食サービス事業 まごころ郵便事業 知的障害者デイサービス事業 居宅介護等事業(精神関係) (委託先) 東郷町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 軽度生活支援事業 ホームヘルプサービス事業 在宅福祉アドバイザー事業 地域福祉活動事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 祁答院町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 在宅介護支援センター運営委託事業 生活支援ハウス運営 生きがい対応型デイサービス事業 「食」の自立支援事業運営 へき地保育所「友愛園」管理運営委託事業</p> <p>(委託先) 里村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 身体障害者ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営委託事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 上甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者生活福祉センター運営事業 生活支援移送サービス事業</p> <p>(委託先) 下甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営事業 福祉センター生活援助員事業 ごみ処理管理事業 し尿処理管理運営事業 葬祭場管理事業</p> <p>(委託先) 鹿島村社会福祉協議会</p>	<p>委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・民生委員推薦会は、推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員推薦会</p> <p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により市の付属機関として設置しなければならない。</p> <p>推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 川内市民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、市長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 民生委員児童委員及び主任児童委員選任に関する規程により選任する。</p>	<p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により町の付属機関として設置しなければならない。</p> <p>推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 樋脇町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 町が推薦し、推薦委員会で協議し、選任する。</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 入来町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 東郷町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選時に、地域の公民館長5名に内申依頼をし、地区公民館長さんから出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催を行う。</p> <p>(組織) 祁答院町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、自治会長に内申依頼をし、自治会長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催を行う。</p> <p>(組織) 里村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、公民館長に内申依頼をし、公民館長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 上甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 民生委員法により民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 下甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 鹿島村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 鹿島村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。 ・災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
樋脇町民生委員記念林造成管理計画	(目的) 民生委員制度40周年の記念事業として民生委員記念林を設定し、将来これから生ずる利益を樋脇町社会福祉事業運営の資金に充てる。 (事業内容) 火災の予防及び消防盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び防止 病害虫の駆除 境界標その他標識の設置保存 看守人の設置 その他造林地保存のため、町において必要と認める事業 (活動) 民生委員による下草払いを実施し、林地管理を実施している。									
災害弔慰金・災害障害見舞金支給	(目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 (負担割合) 国1/2県1/4市1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4									
現行のまま新市に引き継ぐ。										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
災害援護資金貸付	<p>災害救助法が適応された災害</p> <p>都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>所得制限あり</p> <p>災害の程度により350万円まで</p> <p>補助率 国2/3 県1/3</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対して、その生活の立て直しに資するために災害援助金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(対象者) 町内に住所を有し災害により住宅・宅地等の被害を受けた町民</p> <p>(貸付額) 1世帯につき10万円以上50万円以内で無利子とする。</p> <p>(償還期間) 3年以内(但し、貸付けを受けた日から11月を据置期間とする。)</p> <p>(貸付方法) 被災の翌月から6月以内に罹災証明と納税証明を添付して申込む。70歳以上の者は連帯借受人を加える。</p>	<p>災害弔慰金に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金がその価値の1/3以下の場合150万円 ロ家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>		<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>災害見舞金支給</p> <p>(目的) 自然災害</p> <p>(対象災害) 災害救助法による救助が行われた災害</p> <p>(見舞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡</li> <li>自然災害</li> <li>・生計の主100万円</li> <li>・その他20万円</li> <li>火災</li> <li>・生計の主20万円</li> <li>・その他10万円</li> </ul> <p>負傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14日以上30日未満1万円</li> <li>・30日以上3万円</li> </ul> <p>住家の全壊又は全焼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持家1棟につき10万円</li> <li>・非持家2万円</li> </ul> <p>住家の半壊及び半壊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持家1棟につき5万円</li> <li>・非持家世帯員1当り1万円</li> </ul>	<p>(目的) 災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者に対し見舞金を支給し、再起意識の助長と福祉の向上に寄与する。</p> <p>(内容)</p> <p>町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者</p> <p>災害が原因で災害発生後3月以内死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき5万円</li> </ul> <p>災害が原因で負傷し、7日以上入院した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき5千円</li> </ul> <p>災害による住家の全壊 基本額5万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯1人増す毎に5千円</li> </ul> <p>災害による住家の半壊 基本額2万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯1人増す毎に2千円</li> </ul> <p>災害による住家の床上浸水 基本額1万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯1人増す毎に2千円</li> </ul> <p>受託の裏山が崩壊し、住家に損害を与えた場合において機械処理による復旧で除去処理1件当り10万円を越えたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件当り3万円</li> </ul>	<p>災害見舞金として当初予算に5万円計上ただし、条例・規則無し</p>			<p>(目的) 非常災害に際し、その罹災者に対し必要な援護を行う。</p> <p>(内容)</p> <p>町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者。</p> <p>(見舞金)</p> <p>災害が原因で死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき5万円</li> <li>住居が火災により全焼または土砂完全埋没、完全流出した場合</li> <li>1世帯につき5万円</li> <li>住居が風水害等により全壊した場合</li> <li>1世帯につき3万円</li> <li>住居が半壊又は半壊した場合</li> <li>1世帯につき2万円</li> <li>住居が風水害等により床上浸水した場合</li> <li>1世帯につき1万円</li> </ul> <p>罹災により著しい負傷者があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人につき5千円以内</li> </ul> <p>その他町長が特に必要と認めたもの</p>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、治ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯主の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の場合125万円</li> </ul>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、直ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の場合125万円</li> </ul>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、直ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の場合125万円</li> </ul>	<p>(目的) 暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害見舞金の支給を行う、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害見舞金の貸付を行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>(見舞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般見舞金10万円</li> <li>特別見舞金200万円</li> <li>身体障害者になった場合</li> <li>2万円～100万円</li> </ul>	<p>支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業										
調整方針	・被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・戦没者追悼式等は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。										
項目	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)		
被災者生活再建支援金支給	(目的) 自然災害  (災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象  (支給額) 100万円  (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2		(根拠法) 被災者生活再建支援法 (目的) 自然災害(災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象  (支給額) 100万円～50万円  (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2			(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。  (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。  (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。  (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。		現行のまま新市に引き継ぐ。	
戦没者追悼式等	(目的) 戦没者に対し追悼の意を表し、式典を催す。  (会場) 市民会館ホール  (実績) 平成14年度約220人	(目的) 県戦没者慰霊祭等の慰霊行事に町遺族会が参加する際、遺族会と連絡調整を図る。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。 町主催の追悼式等は行っていない。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。 町主催の追悼式等は行っていない。	(目的) 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。  (名称) 祁答院町戦没者追悼式  (内容) ・毎年11月中旬に、祁答院町慰霊塔広場で開催 ・無宗教、献花方式、お菓子約200個 ・参加者約200人 ・町遺族会より会員に感謝状、記念品贈呈毎年5人程度  (負担割合) 町10/10	(目的) 明治以降、戊辰の役、台湾の役、十年の役、日清・日露戦争、済南事変、支那事変、大東亜戦争で197柱の里村出身者の追悼式を4月1日慰霊塔前で行う。  (内容) 戦没者合同慰霊の式 ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ	(目的) 先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属の方に思いをいたし、戦没者の慰霊に追悼の誠を捧げ心からご冥福を祈る。  (内容) ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ	(目的) 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。  (名称) 下甌村戦没者追悼式  (概要) 毎年10月下旬に実施 仏式 献花方式 参列者遺族約100人・職員3人  (事業の負担割合) 村10/10 社会福祉協議会へ委託  (公共的団体) 下甌村社会福祉協議会	(目的) 戦没戦災死亡者に対して追悼の意を表すため、遺族及び関係者が一同に会し、式典を行う。実施は、村社会福祉協議会が自主財源で実施する。	主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・行路困難者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
行路困難者の法外援助	<p>(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅人 ○社会福祉協議会の助け合い資金より、旅費・軽食の費用として700円を支給している。 ○行旅病人(歩行することができない行旅中の病人で療養する方法がなく、救護者もない者) ○被救護者の身元確認に必要な本籍地、住所又は居所、扶養義務者・病人の容貌・特徴・所有物を記録する。 ○被救護者の扶養義務者・同居の親族等に対し被救護者に対し被救護者の引取りを行うべき旨を速やかに通知する。 ○扶養義務者又は同居の親族がいないとき等は、県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知する。 ○取扱い費用の徴収(所有金品、有価証券、扶養義務者、県等) ○行旅死亡人(旅行中死亡し、かつ引取り者がいない者) ○死亡時の状況、身元の確認のために必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件を記録したうえで死体を火葬し、県に報告する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務官庁の掲示板に告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その相続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅死亡人 ○死亡時の状況、死亡確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報等に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅死亡人 ○死亡時の状況、死亡確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報等に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>